

パークグランディエデナ自主防災会規約

(名称)

第一条 この会は、パークグランディエデナ自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第二条 本会の活動拠点は、パークグランディエデナ共有棟とする。

(目的)

第三条 本会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための、地域の基礎的情報の収集と整備に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、初期消火、救出・救護等応急対策等に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄及び管理等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第五条 本会は、パークグランディエデナに居住する世帯をもって構成する。

(役員とその責務)

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
会長は、本会を代表し、会務を総括し、平常時及び地震等の発生時における防災活動の指示・統括を行う。
- (2) 副会長 1名
副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- (3) 防災委員 数名
防災委員は、本会の防災計画の立案及び活動の推進にあたり、災害発生時の防災活動に携わる。

(役員を選出)

第七条 会長は、パークグランディエデナ自治会(以下「自治会」という)会長がこの任に当たる。

2 防災委員は、次のものより構成される。

- (1) パークグランディエデナ管理組合(以下「管理組合」という)から選出された管理組合理

事

- (2) 自治会役員の中から選出された自治会役員
- (3) 習志野市又は千葉県が主催する防災に関する研修（防災リーダー研修等）を修了した者（修了見込者を含む）

3 副会長は、前項の防災委員より副会長を選任する。

（役員の任期）

第八条 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 役員に欠員が生じたときは、前条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議）

第九条 本会に、委員会を設置し運営を行う。

（総会）

第十条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催し、パークグランディエデナ自治会の定例総会と合わせて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。この場合においては、会議に出席したものとみなす。

（委員会）

第十一条 委員会は、会長、副会長及び防災委員によって構成する。

- 2 委員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他委員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第十二条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災知識の普及に関すること。
 - (2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 基礎的情報の収集と整備に関する事。
- (5) 他組織との連携に関する事。
- (6) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。
- (7) その他必要な事項。

(パークグランディエデナ消防計画)

第十三条 本会は、消防法規定による管理組合策定の「パークグランディエデナ消防計画」の「自衛消防隊編成」、「住民への通報」、「消火」、「救護」等について、管理組合管理権原者より一部委任される。

(雑則)

第十四条 この会則に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

平成 19 年 4 月 25 日一部改正。平成 19 年 4 月 26 日から実施する。

パークグランディエデナ自主防災会防災計画

目的

この計画は、パークグランディエデナ自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 基礎的情報の収集と整備に関すること。
- (5) 他組織との連携に関すること。
- (6) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び防災計画に関すること。

地震、火災等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後 72 時間における活動の重要性に関すること。

食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、エデナ通信、パンフレット、ポスター等の配布などによる。

(3) 実施時期

防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、災害状況に応じ、必要な防災組織(班)を編成する。

-1 災害対策本部の設置

巨大地震その他災害が発生又は警戒宣言が発令された場合、自主防災会会長は災害対策本部の設置を設け、情報の収集を行い、必要な防災組織(班)を編成する(図1)。

-2 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、災害対策本部設置と同時に情報班を編成し、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット等による。情報の伝達は、全館有線放送、伝令等による。

-3 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因である。出火防止の徹底を図るため、消防法規定による管理組合策定の「パークグランディエデナ消防計画」中の「防火管理業務の一部委託者」(以下「防火管理業務一部委託者」という。)により、次の事項に重点をおいて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、消火班を編成し、現場付近の者を組織して初期消火の支援する。

-4 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行えるように、救出・救護班を設け、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力できるよう支援する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関または応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

災害対策本部は救出・救護班員の判断により、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

-5 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、ただちに避難誘導班を編成し、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

習志野市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を近くの安全な場所に

誘導する。

-6 給食・給水

災害対策本部は、給食又は給水の実施が必要とされた場合、給食・給水班を編成し、避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

-7 衛生

災害対策本部は、下水道施設の破損等でし尿処理に障害が発生したとき、衛生班を編成し仮設トイレの設置、し尿処理及び防疫対策を図る。

また、市の実施するごみ収集が滞った場合には、ごみ処理に対する指示を行う。

-8 防犯巡回

災害対策本部は、災害時や警戒宣言発令時の犯罪を防止するため、必要であると認めるとき、防災関係機関と連携した防犯巡回班を編成し、偽ボランティア、火事場泥棒、悪徳商法、便乗商法等の防止に努め、情報班を通じ広報活動を行う。

防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いようとするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

総合訓練にあっては年1回以上実施する。

基礎的情報の収集と整備

本会は、巨大地震その他災害が発生又は警戒宣言が発令された場合、直ちに適切な防災活動が行い被災状況を把握するため、平素より世帯台帳や要介護者台帳、人材台帳を作成し、管理組合、防火管理業務一部委託者とともに連携し、定期的に更新する。

(1) 個人情報保護

作成した世帯台帳や要介護者台帳、人材台帳は、個人情報の保護に留意し厳重に管理する。

(2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、パークグランディエデナ管理組合、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

表 1 参照。

(2) 定期点検

毎年の総合訓練日を自主防災会が保有する全資機材の保守点検日とし、災害時に速やかに使用できるよう備える。

付 則

この計画は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

平成 19 年 4 月 25 日一部改正。平成 19 年 4 月 26 日から実施する。

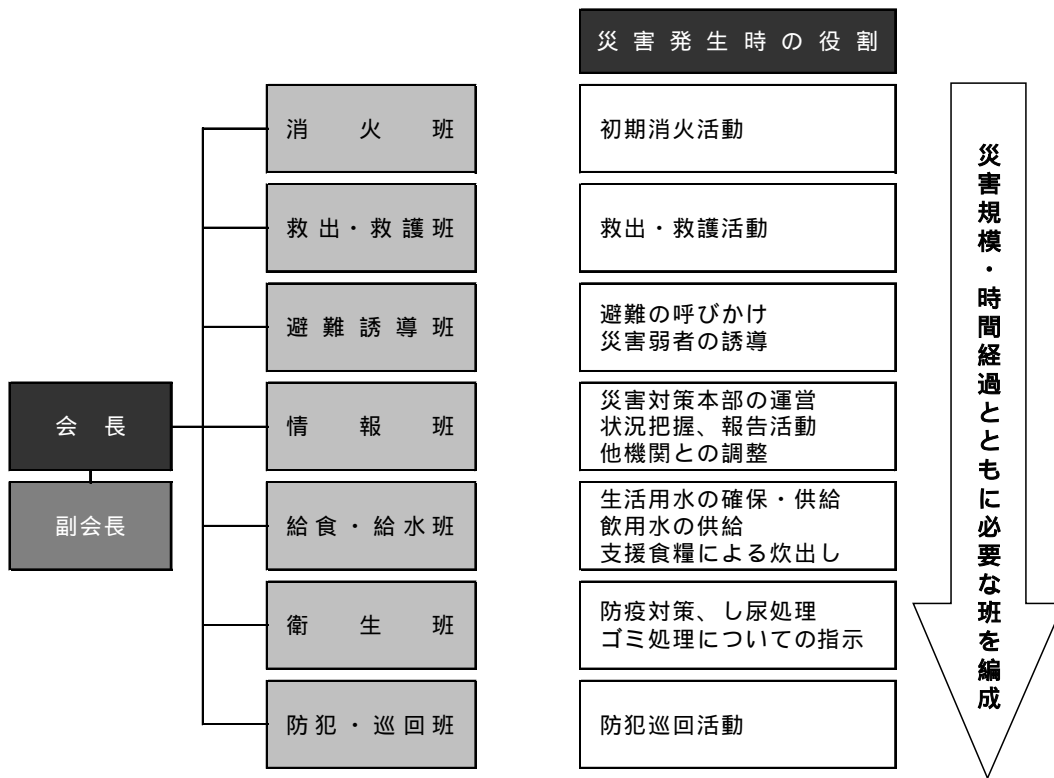


図1 パークグランディエデナ自主防災会組織図

表1 防災備品配備表

区 分	品 名	配備個数	必要個数	収納場所	配備年度
情報収集・伝達用	ハンドマイク	8	8	管理室	H15
	トランシーバー		8		
	携帯ラジオ		2		
	携帯電話用充電器		2		
	腕章		20		
初期消火用	消火器	配備済	消防法による		-
	ヘルメット	22	20	防災倉庫	H15, 16
救出用	バール	1	8	防災倉庫	H15
	のこぎり	1	4	防災倉庫	H15
	つるはし	1	-	防災倉庫	H15
	スコップ	10	10	共有棟倉庫	H15
	斧	1	4	防災倉庫	H15
	ジャッキ	1	8	防災倉庫	H15
	ハンマー	1	4	防災倉庫	H15
	パンセン切り	1	1	防災倉庫	H15
	ロープ	有	-	防災倉庫	H15
	鉄パイプ		8		
	角材		8		
防塵マスク		20			
救護用	担架	2	4	防災倉庫	H15
	救急セット(10人用)	1式	4式	防災倉庫	H15
	AED	1	1	管理室	H18
	テント(大)	1	1	防災倉庫	H17
	テント(小)	1	2	防災倉庫	H16
	毛布		20		
避難用	強力ライト	3	3	防災倉庫	
	ロープ	「情報収集・伝達用」に記載			
	ハンドマイク				
	警笛		8		
	発電機		1		
	燃料		1		
	簡易トイレ				
給食・給水用	こんろ				
	ろ水機				
	防災用かまど				
その他	リヤカー				
	ビニールシート	10枚以上	10	防災倉庫	H15, 16